

新型コロナウイルス感染症に関する各種取扱いについて

このたびの「新型コロナウイルス感染症」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方々に心よりお悔やみ申しあげます。また、影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申しあげます。

当社は、今回の「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けられたお客様に対し、下記のとおり
の対応を実施いたします。

記

1. ご契約に対する特別取扱いについて

ご加入いただいている保険契約に対し、お客様からのお申し出を受けて、次のような特別取扱いをいたします。詳細につきましては、以下のお問合せ窓口にお申し出ください。

①保険料の払込みの猶予期間の延長

○保険契約者からのお申し出により、2020年3月16日から、保険料の払込みの猶予期間を最長6ヵ月間（2020年9月30日まで）延長いたします。

②保険金、給付金の簡易迅速なお支払い

○保険契約者または保険金・給付金受取人からのお申し出により、お手続きの際、本人確認書類基準を一部緩和するなどの対応により、迅速なお支払いをいたします。

○また、給付金のご請求にあたり、病院または診療所の発行した領収証がないケースなど、お手続きに必要な書類を準備することが難しい場合は、個別の事情をお伺いし、代替書類などによる柔軟な対応をいたします。

2. 保険金・給付金のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症は疾病に該当しますので、新型コロナウイルス感染症の治療を目的とされた入院は、(疾病)入院給付金のお支払い対象となります。なお、検査の結果「陽性」と判定されたか否かに関わらず、医師の指示で入院している場合も、(疾病)入院給付金のお支払い対象となります。

【お問合せ先】

はなさく生命お客様コンタクトセンター

 0120-8739-17

受付時間[月～土曜日 9:00～18:00]

(祝日、12/31～1/3を除く)